

【想定出題趣旨速報】 2027年度 慶應義塾大学ロースクール入試 下3法

作成：The Law School Times 編集部

【商法】

1. 総評

本問は、取締役会決議の瑕疵と株式譲渡の効力という、会社法における基本的論点について、条文及び判例の理解を問うものである。特に、設問1では取締役会の招集手続と決議の効力、設問2では株券発行前の株式譲渡と譲受人による株主権の行使が問題となる。

2. 具体的検討

設問1については、Cに対する招集通知がなされていないため、会社法368条1項違反となる。もっとも、招集手続に瑕疵がある場合でも、当該取締役が出席しても決議の結果に影響しないと認められる「特段の事情」があれば、決議の効力は否定されない。本問では、Cがこれまで取締役会に一度も出席せず、経営にも関与していないことから、この特段の事情が認められるかが重要となる。また、Bが代表取締役候補であるため特別利害関係取締役にはあたらないこと、A及びBによる賛成が369条1項の決議要件を満たすことも確認しておく必要がある。

設問2については、株券発行会社において株券発行前にされた株式譲渡について、会社法128条2項により会社との関係では効力を生じない一方、譲渡当事者間では有効であることを示す必要がある。さらに、最判令和6年4月19日を踏まえ、EがBの有する株券発行請求権を民法423条1項により代位行使し、株券の交付を受けることによって、会社に対して株主としての権利を行使できるようになることを論じることが求められる。

なお、株券発行を請求したという事実がないため、株券発行の不当遅滞について論じることは求められていないと思われる。

3. 考察

本問では、単に条文を指摘するだけでなく、取締役会決議の「手続的瑕疵」と「決議の効力」を区別すること、また「株式譲渡の当事者間の効力」と「会社に対する効力」を区別することが重要である。特に設問2については、令和6年判決の理解を踏まえて、株券発行前の譲渡について具体的に法律関係を整理できるかが評価を分けるポイントとなる。

以上

【民事訴訟法】

1. 総評

問1は民事訴訟法百選70事件をベースとした問題である。裁判所による立退料の認定が原告の申し出額を上回る場合について、処分権主義との関係でいかなる問題が生じるかが主題である。

問2は民事訴訟法百選88事件をベースとした問題である。和解の効力についての一般的な理解、そして制限既判力説に対する理解を示すことが求められる。昨年の東大ローでも出題されており、和解の瑕疵を争う手段についても押さえておかなければならない。

2. 具体的検討

問1は246条に現れる処分権主義の定義、立退料を申し出る原告の合理的意思の解釈が必要である。246条の適合性判断に際しては①原告の合理的意思に反しないか②被告にとって不意打ちにならないかという考慮要素をあげることが望ましい。その上で、申し出額を超える立退料が認定された場合、原告は全部棄却を求めるのか、それとも多少多く払ってでも明け渡しを求めるのかという部分に注目すべきである。

問2は訴訟上の和解に既判力を含むか議論がある事から、民事訴訟法267条が規定する「確定判決と同一の効力を有する事」の解釈を行い、制限既判力説の定立をする事が求められる。（なお、他説に立つ場合も、論理的な整合性をとる事が求められる）

そして、和解の無効の主張方法として、制限既判力説に立つと、訴訟上の和解の無効を主張できるため、この場合にYが取りうる具体的手段について検討をすることが求められる。

判例は期日指定の申立て、和解無効確認の別訴、強制執行に対する請求異議の訴え（民訴法35条）のいずれの方法でも良いとしている。

3. 考察

例年通り、民事訴訟法は基本的な論点からの出題であり、問題文の分量も多くないことから、具体的事情の当てはめよりも、規範の導出や定義の正確な理解を試す問題であると考えられる。実際に設問1は期末試験で出題された論点であり、今後のために、原告の申し出を下回る立退料の認定がされた場合についてなど派生論点も押さえていただくことを推奨する。

上三法は難易度が高く、周囲の受験生も解けないため差がつきにくいいため、上三法とは裏腹に基本論点の理解が試される下三法はできるだけ確実に押さえることが合格の鍵となる。

以上

【刑事訴訟法】

1. 総評

本問は、強盗致傷事件の捜査を題材として、有形力行使の適法性、任意同行から取調べ等に至る一連の捜査の適法性及び約束による自白の証拠能力について、基本的な理解を問うものである。設問1では強制処分該当性と任意捜査の限界を区別し、設問2では自白排除の根拠から判断基準を導いた上で、具体的事実を評価することが求められる。

2. 具体的検討

設問1では、まず、甲の肩に手を置いて呼び止めた有形力の行使を取り上げ、刑法197条1項ただし書の「強制の処分」の意義を示したい。被侵害利益を人身の自由と捉え、その実質的侵害には至らないことを簡潔に論じた上で、任意捜査の限界を検討する必要がある。ここでは、同項本文を根拠とする捜査比例の原則から、軽微な利益侵害と、事件の重大性、嫌疑の程度及び呼び止めの必要性・緊急性とを衡量することになる。なお、この点については本問における重要論点ではなく、実益も薄いと思われるが、その後の実質的逮捕や任意捜査の限界において論ずる論証を先出しするだけであって追加の負担はそれほど無いし、念のため論じておいた方が安全であろう。（時間がなければ省略しても良いと思われる。）

次に、項目2から5の任意同行、取調べ及び調書作成等を一連の捜査として捉え、実質的逮捕に当たらないかを検討する。任意同行という形式を採っていても、実質的に逮捕と評価されれば、逮捕状によらない身体拘束として令状主義（刑法199条1項本文、憲法33条）に反する。前述の強制処分該当性の基準に従い、人身の自由に対する実質的侵害の有無と、甲の意思に反するかを検討したい。その際、同行の時間・場所、方法・態様、同行後の取調べ状況、逮捕の準備状況及び甲の応答・抵抗の状況等を総合し、出頭を拒み、出頭後も退去できる自由（刑法198条1項ただし書）が確保されていたかを具体的に評価する必要がある。

最決昭和59年2月29日・刑集38巻3号479頁（高輪グリーンマンション事件）は、4泊5日に及ぶ宿泊を伴う取調べについて、本人が当初宿泊を申し出ていたこと、取調べや宿泊を拒否し、又は退去・帰宅を申し出ることがなかったこと、捜査官も取調べを強行し、退去・帰宅を制止していないこと等を総合し、本人の意思で応じていたと評価した。この判断を参考に、承諾の言葉の有無だけでなく、本人が任意に応じていたと評価できる客観的状況を検討することが求められる。

本問では、夜間の外出時に呼び止められて警察署に同行し、2名の捜査官の下で、翌日午後2時まで約16時間の取調べを受けた点は、退去しにくい状況をうかがわせる。他方、甲は同行を承諾し、車内では後部座席に1人で乗車しており、捜査官に両側を挟まれてはいない。取調べの出入口は開放され、継続の確認にも「もちろん構いません。」と答え、退去を求めたり制止されたりした事情もない。「逃げるのは無理ですね。」との発言についても、捜査を免れないとの観念と、同行拒絶・退去の自由が失われていることとは区別して評価し

たい。また、当初の訪問目的は居住先や動向の確認であり、逮捕状の発付待ちや逮捕の時間制限の潜脱のために任意同行を利用した事情は示されていない。これらを踏まえて実質的逮捕を否定する理由を示し、徹夜の取調べによる苦痛・疲労は、次の任意捜査の限界において十分に評価することになる。

実質的逮捕を否定した場合にも、前述の任意捜査の限界の基準によって、適法性を別途検討する必要がある。この段階では、被侵害利益を心身の苦痛・疲労といった不利益からの自由と設定し、取調べの時間・休憩・甲の応答状況から侵害の程度を評価した上で、犯罪の重大性、嫌疑の程度、取調べの重要性・緊急性及び代替手段の有無と衡量したい。最決平成元年7月4日も参考となるが、甲の承諾のみで適法とせず、短い休憩しかない徹夜の取調べ、自白後の継続及び疲労を示す発言を具体的に検討することが重要である。

設問2では、まず、署名・指印のある本件供述調書について、刑訴法322条1項本文の文言に当てはめる。その上で、自白の定義を示して自白に当たることが示し、同法319条1項の「任意にされたものでない疑のある自白」に該当するかを論じる。参考答案は、不任意自白が典型的に虚偽のおそれを有することから、虚偽自白を誘発する状況の有無を基準としている。最判昭和41年7月1日を踏まえ、提示された利益の内容、Nとその利益との関係、利益提示の態様及び乙の反応を検討する必要がある。Nに処分の決定権がなく、約束が検察官への働きかけにとどまる点にも応答した論述が求められる。

3. 考察

設問1では、著名な判例を踏まえた充実した当てはめが重要となる。設問2では、処分軽減への期待が虚偽自白の誘因となる過程を、乙が否認から自白に転じた経緯に即して説明したい。条文の文言を正確に引用し、規範の重複を避けながら、事実の評価に答案の分量を充てられるかが得点差につながるであろう。

以上